

千葉県告示第164号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和3年3月17日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年3月17日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木 達也

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 蘇我町9号線	中央区蘇我2丁目189番1から 中央区蘇我2丁目196番2まで	令和3年3月17日
市道 蘇我町141号線	中央区蘇我2丁目188番2から 中央区蘇我2丁目189番1まで	令和3年3月17日